

平成29年度第4回
立川市地域包括支援センター運営協議会

平成29年11月17日（金）

立川市福祉保健部高齢福祉課

■ 日 時 平成29年11月17日(金) 午後2時～4時

■ 場 所 立川市役所 101会議室

■ 出席者 (敬称略)

[立川市地域包括支援センター運営協議会委員]

第2号被保険者	宮本 直樹 (会長)
学識経験者	岡垣 豊 (副会長)
民生委員児童委員	福本 行廣
介護サービス事業従事者	望月 華津子
介護サービス利用者	三松 廣
第1号被保険者代表	松島 幸子

[市職員]

福祉保健部長	吉野 晴彦
保健医療担当部長	横塚 友子
福祉保健部高齢福祉課長	加藤 克昌
福祉保健部福祉総務課長	比留間 幸広
福祉保健部高齢福祉課介護予防推進係長	宮澤 克壽
福祉保健部高齢福祉課高齢者事業係長	田村 修典
福祉保健部高齢福祉課在宅支援係長	桜井 優
福祉保健部高齢福祉課在宅支援係	中野 恵介

[地域包括支援センター]

ふじみ地域包括支援センター	鉢嶺 由紀子
はごろも地域包括支援センター	須藤 浩世
たかまつ地域包括支援センター	紺屋 幸子
わかば地域包括支援センター	黒田 研吾
	岩井 千明
さいわい地域包括支援センター	河野 陽子
かみすな地域包括支援センター	安達 初枝

■ 欠席者

[立川市地域包括支援センター運営協議会委員]

立川市医師会 介護保険担当理事	富上 雅好
医療従事者	金井 克樹
福祉保健部介護保険課長	白井 貴幸

午後2時00分 開会

高齢福祉課長 皆様、こんにちは。お寒い中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

まだ出席予定で来られてない委員さんもいらっしゃいますが、定刻を過ぎましたので、始めたいと思っております。

10月は長雨が多くありまして、10月22日に、御存じのように衆議院議員選挙もあったその日に、台風21号が西多摩地区を通過するということでした。実は私も選挙の事務をやっていて、そのときに避難所開設という指令が出まして、選挙事務をやっている職員以外にも職員が出る状況となりました。私は第一小学校で選挙の事務をやっていましたが、引き続きそこで避難所開設の担当をやることになり、翌日の午前6時45分まで避難所で待機をしていました。

市内で何カ所か避難所を開設しましたが、幸い私の担当した第一小学校には避難される方はいらっしゃいませんでした。しかし、別の避難所については、高齢者が中心で、何人かの方が避難をしてきたというような状況だったそうです。その高齢者の方の避難してきた理由というのが、ひとり暮らしで心細い、あるいは怖いからというようなことで、避難をしてきたというようなことでした。

最近では、台風もかなり大きい台風が上陸しています。地震に限らず、そういう災害は避難所を開設する機会が多分これからもふえてくるのではないかと思います。その中で、単身で暮らす高齢者というのがこれからもふえていく中では、実際に身に危険が及ばなくても、今言ったような心細いとか怖いとか、そういったことで避難することが考えられるのだと気づかされました。

必ずしも危険が迫っているから避難するということでないということで、そういった意味では、これから高齢者の単身の方がふえる、あるいは高齢者のみの世帯の方がふえるということでは、ますますこれは福祉だけの問題ではなく、防災も含めた高齢者に対する対応が、行政としての大きい課題ではないかと改めて避難所を開設しているところだと思います。そういった意味では、皆様方も、高齢者に対する支援ということにかかわっている皆さんについても、その辺も少しご意見等、機会をいた

だく場があれば、是非いただきたいと思っています。

それでは、本日、本年度第4回になりますけれども、地域包括支援センター運営協議会、忌憚のないご意見をぜひいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、会長に今後の議事についてはお願いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

会長

では、引き続きまして、議事進行を私、宮本のほうで務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、この協議会の成立について確認をいたしたいと思います。

事務局からご報告をお願いいたします。

事務局

事務局の高齢福祉課在宅支援係のAと申します。よろしくお願いいたします。

立川市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第7条では、委員の過半数がなければ会議は開くことができないという規定になっております。本日、委員定数8名のうち6名出席、過半数の出席でありますので、運営協議会の開催要件は満たしていることをご報告いたします。

会長

ありがとうございます。

協議会の成立が確認をされましたので、議事をこのまま進めさせていただきます。

議事の2番、平成29年度第3回立川市地域包括支援センター運営協議会議事録の確認です。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

運営協議会の開催に先立ち、出席者の皆様には、平成29年9月29日に実施されました平成29年度第3回の議事録の内容をお送りさせていただき、訂正の有無をご確認いただいております。

既にお送りさせていただきました資料1、平成29年度第3回立川市地域包括支援センター運営協議会議事録修正内容につき

ましては、出席者の皆様から訂正のご指摘をいただいた事項を記載したものであります。

資料2、平成29年度第3回地域包括支援センター運営協議会議事録、ホームページ掲載用になりますが、こちらは修正をいただいた事項を入れ込んだ議事録の全文となっております。

この議事録につきまして、本日ご確認いただいた後、訂正がないようであれば、1週間後の11月24日に立川市ホームページに掲載する予定になります。

以上です。

会長

以上、ご説明をいただいたとおりですが、何か質問、意見等ございますでしょうか。

よろしければ、今ご説明がありましたとおり、1週間後の11月24日に立川市のホームページに掲載をしていただくようにいたします。また、それまでにお気づきの点がもし万が一あるようでしたら、事務局のほうへご連絡をお願いいたします。

では、次に議事の3番、報告事項に移ります。

3の①地域包括支援センター運営状況について確認をいたします。

事務局より資料3についてご説明をお願いいたします。

事務局

資料3についてご説明いたします。

1ページから6ページにつきましては、平成29年8月及び平成29年9月の地域包括支援センター・福祉相談センターの業務報告となります。

7ページは、地域包括支援センターごとの経費の状況です。この数値は、前回と同じ数値ではございますが、平成27年度4月末現在と平成28年4月末現在のものを対比できるように載せさせていただいております。

ここで、前回の地域包括支援センター運営協議会にて、圏域ごとの人口、要支援者・要介護者数に、外国人の方が含まれているかということでご質問をいただきまして、事務局のほうでその際、基本的には日本人のみですということでお答えさせていただきましたが、これらの集計値には、市内に外国人登録がある外国人の方が含まれた数値であるということになります。

そこのところは訂正させていただきたいと思います。

8ページから43ページにつきましては、平成29年8月分、あと9月分で、地域包括支援センター・福祉相談センターが地域ケア会議のほうに提出いたしました状況報告書となります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。

事務局より8月、9月の実績報告と地域ケア会議での状況報告のご説明をいただきました。皆様からご意見やご質問がございましたでしょうか。お願いいたします。

B委員。

B委員

この資料3の1ページと4ページの一番下に、権利擁護業務のところの虐待のケースですが、1ページは、包括ごとに10、8、1、2、3、4人、なっています。4ページでは、11、9、1、2、0、6となっています。そんなに人数的には特別ふえたり減ったりというのがないと思うんですが、これは虐待件数、前の月とかさかのぼって、同じ方含む数字か、それとも新規にふえた方の数字か、どういうことですか。

事務局

このことは事務局のほうでご説明いたします。

毎月、この虐待件数、月末時点ということで数値をカウントさせていただいております。この中には、その月に発生した虐待の人もありますし、前月から引き続き継続で支援をしている方というの也被れた数値になっています。平たく言いますと、その月末時点での虐待として対応しなければいけないケースと、終結になってないで対応中のケースということで、数字のほうを見ていただければと思います。

B委員

わかりました。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

C委員どうぞ。

C委員 今、B委員が指摘したとおり、今回、8月、9月、虐待の報告が随分出ております。ちょっと多いので、ページだけ言いますけれども、10ページの①番の80歳の女性、それから次に16ページ、16ページのやっぱり1番で70歳の女性、それから次に60歳の女性、それから18ページ、これも1番の70代の男性、70代の女性、60代の女性、それから26ページ、26ページの2番の90代の女性、それから28ページですね。すごく多いんです、今回。これはやっぱり1番、80代の虐待通報があったと。それから、34ページですね。34ページの案件ですが5月からの継続の報告ですけれども、やっぱり虐待のことが書かれております。それから、次の36ページ、これも1番で、70代の女性と次には80代の女性、60代の女性。

これは私、ずっと読んできましたが、まず経済的・金銭的な虐待、それから身体的な虐待、それから、いろいろ虐待の方法、やっぱり1回1回ケースによってみんな違うんだというのがすごくこれ読んでわかりました。対応は本当に難しいと。虐待まで至るとというのが、最後の最後だと思うんですよね。これを本当にこの虐待まで行かないような方法をみんなで考えていかないと、虐待へ行ったら、もう最後は、事件か、隔離して施設に入れるか、方法は少なくなるように思えます。

今、さっき高齢福祉課長のおっしゃった、単身者の虐待案件はあんまり聞かないんですけれども、家族内の虐待が最近すごく顕著にふえていると思います。そういうのを各包括センターの人たちが、この虐待の問題をどういう定義を、どの辺の意思で捉えているのか、みんなにちょっと聞きたいなと思ひまして。

会長 みんなにということですね。

C委員 はい。各センターの。全包括支援センターに虐待というのが出てきているものですから、そののところを聞きたいなと思ひまして。

B委員 すみません。お答えいただく前に私も、2つのことをまとめてお返事いただきたいと思いますと思うので、よろしいですか。同じこと

なんですけれども、私の知人で介護の経験がある方ですが、やはり当事者ではないとわからない部分がすごくあると思うんですね。

それで、虐待行為はなかったですが、もやもやして物を投げたり、もちろん本人に対してではなく。普通にバシッと投げて、ちよつともやもやを発散させたりもあったようです。そういうことを考えると、やはり介護する側のメンタルの面をケアしていく場所があったらなということをおもうので、同じようなお話なので、それもひっくるめてちよつとお話をいただきたいなと思います。お願いします。

会長

というお話でございました。

それでは、各包括で共通で取り組んでいることは多いとは思いますが、まずお一人ずつお伺い、誰かに代表して発表していただくというよりは、お一人ずつ発表していただければと。どちらからいきましょうか。じゃあ、お願いします。

ふじみ包括

ふじみ包括のほうでも虐待案件が入っていて、継続的に対応しています。ただ、先ほどD委員、おっしゃったみたいに、虐待をしている息子を責めるというよりも、なぜそういう虐待が起こるかということ、息子の立場であなたのことを考えますと、アプローチします。虐待されている高齢者だけに着目せず、その関係をいかに改善すれば、ストレスがなくなって、虐待がなくなるかということも一緒に考えるようにしています。虐待案件は、包括支援センターと高齢福祉課の在宅支援係職員と一緒に訪問します。虐待通報があったら、48時間以内に事実確認をして、その対応をするというマニュアルがあるので、そのマニュアルにそって対応をしています。

家族もしくは施設職員というのものもあるかもしれませんが、他人からの虐待以外に、セルフネグレクトとって、自分のことを何もしなくなってしまうようなときも自分に対する虐待ということで介入をしています。

会長

ありがとうございます。

じゃあ、順番でいいですか。はごろも包括。

はごろも包括 本年度、また虐待件数が非常に多くて、1ヶ月に5件とか発生するときもありまして、地域からの通報というのが非常にふえてきていて、日々、私たちがネットワークづくりのところで、気づきの視点というのも、一応皆さんに気づいていただけるようお話を続けているところも、効果はあるのかなとは思いますが。

高齢者ご本人の支援はもちろんですが、養護者支援のところも同時に行われるということと、気づかなくても、そういう事実が起こっているときには当然対応していきますし、一生懸命やっているがゆえに起きてしまっているということもありますので、養護者にもメンタル面の心配があれば受診だったり、就労支援など、そういう養護者に対しての相談というところも行っていきます。

なぜ起きるかというのは、ふじみ包括からも出ましたけれども、原因をきちんと確認して、それに対応していく形で行っています。

会長 ありがとうございます。

では、たかまつ包括からお願いします。

たかまつ包括 たかまつ包括での虐待のご相談は、少なくはないと思っています。たかまつ包括でセンターとして気をつけていることは、予防できないのかとC委員が言われたように、ひどくなつてからのご相談ではなくて、ふだんの総合相談の中から虐待の芽がないかというのを感じ取れるように、相談を受けた職員が神経を研ぎ澄ませて、そういった視点を持って対応するように、それぞれ研修を受けたり、総合相談の中身を、ちょっとおかしいなと思ったら、センターなり話し合って、虐待につながる芽がないかということも含めて、相談をしています。

芽の段階で見つけると、ひどい状態・状況にならずに、在宅での生活が継続できると思いますので、それはセンターの職員だけではなく、地域の事業所、サービスの提供事業所やケアマネージャーにも伝えて、ちょっとした虐待につながる芽を読み取れるようにしていきたいと思っています。

会長 ありがとうございます。
では、次、わかば包括をお願いします。

わかば包括 お話にもありました虐待で、認知症の方に対する虐待が多い傾向にあると思います。ご家族もスタンスとして、虐待しよう、したいと思ってやっているご家族はいらっしゃらないと思いますので、そういうことを忘れてはいけないということと、あと、介護保険制度を知らなかったり、地域包括の存在を知らなかったり、サービスを知らない、閉ざされた中での虐待なのかもしれません。一緒にこういうふうにしていこう、こういうサービスもある、こういうやり方をしていこうということを提供しながら、虐待していたご家族様も苦しんでいると思うので、一緒に考えながら対応していきたいというスタンスで行っております。

会長 ありがとうございます。

さいわい包括 さいわい包括です。

さいわい包括のほうもすごく件数はふえていると実感しています。ただ、そのふえているという中身も、報告に上げているケースは、虐待と認定されたケースが出ていますが、そのほかにも結果的に認定されないケース等も含まれていまして、件数が多いところに関しては、疑いをもった段階で、行政と包括で訪問し状況を確認した上で行政が判断するという流れなので、まずは報告を上げる意味では、件数が増えるのはいいのかなと思っています。

小地域ケア会議のほうではいろんな職種の方が参加して行われていますが、本日この会議と同時刻に行われているんですが、テーマは虐待ということで、疑いから明らかに虐待というところまであるけれども、こういうところが虐待になるから、そういうところは皆さん、遠慮せずというか、包括に報告してくださいというところで、研修をしています。

あと、もし虐待ということで上がってきた場合は、罰するというわけではなく、一緒に考えていくという姿勢で行っていま

す。

以上です。

会長

ありがとうございます。

かみすな包括をお願いします。

かみすな包括

ほかの包括さんと同じように、高齢福祉課の方と一緒に社会福祉士職員中心に対応しています。ケース・バイ・ケースでいろいろあるかと思いますが、ご家族が介護されている中本人が家に居たい等の希望にこたえようと介護していくなか、介護状態も重くなっていき疲れとストレスで介護が乱暴になってしまう事もあると思います。各家庭の経済状況や本人の身体状況において、いろいろな形で提案していますが、聞き入れて頂けなく起こってしまうケースもあると思います。少しずつ状況を確認しながら安全な方向に勧められればと思います。

以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局から。

事務局

高齢福祉課のほうとしての虐待の予防と対策など、そのあたりご説明させていただきたいと思います。

今、地域包括支援センターの職員のほうから話ございましたけれども、まず虐待がどういうことかというのをみんなに知ってもらって、それを市のほうに報告を上げてもらうことが、まず大切だと考えています。やはり行政職員、包括職員だけでは、地域の全ての世帯に行き渡るわけではありません。閉ざされた環境の中でやっているということが、関係者がしっかり確認していくと虐待として認定することがございます。そういったところを、地域なり介護に入っているケアマネージャー、病院などの医療機関やほかの介護保険事務所など、さまざまな機関が虐待の防止ということで、協働してやっていくことが大事なのかなと思います。

それに伴って、私どもは虐待防止連絡会ということで、年2回ですけれども、関係機関集めて、虐待の対応周知、あとは予防ということでの啓発ということで努めております。小地域ケア会議等、地域に接する場の中でも、折に触れて、こういった

ケースが虐待ですよ、まずとりあえず通報してくださいという形でのお話を広めることによって、結果的には通報の件数は増えますけれども、虐待の件数は減ってくるのかなと考えております。

以上です。

会長

ありがとうございます。

委員の皆さんからいかがでございますか。

お願いします。

副会長

虐待の原因というのが、虐待防止法を制定したころは、介護疲れですかね、そんなところがあって、そういうことをイメージしていたみたいです。これは多分、包括の皆さんは聞いたことがあると思うのであれなんですけれども、東京都の財団の権利擁護センターの方々が以前に分析をされていたんですけれども、虐待の原因の一つが介護疲れですね。2つ目が擁護者、家族、虐待をする側が何らかの精神疾患とか、いろいろな問題を抱えていると。3つ目が、もともとの家族関係ですね。例えば、もともと児童虐待までいくのかどうかはわかりませんが、親が子供の育て方をあやまった。そんな3つぐらいがあるというようなお話を聞いたことがあります。

1個目の介護疲れは、多分、介護系のサービスを、先ほど、なかなか提案してもそっちに乗っかてくれないという、そういうことはあるかもしれないんですけれども、そっちに乗っかってもらえれば、うまくいく、解決するもの。2番目の精神疾患と、あと経済的な問題を加えれば、そこも、例えば精神疾患であれば、精神医療につなげられれば、もしかしたらうまくいくかもしれないし、あと経済的なものだって、場合によっては、世帯分離して生活保護を受けるなどの方法があるかと思えます。3つ目がなかなか根深い問題があるみたいで、そこら辺は苦労されるみたいです。

というふうなことを聞いております。

会長

ありがとうございます。

副会長 多分、そういう要因ごとにいろいろアプローチが違ってくるのかなと。

会長 弁護士さんのお立場からお話をいただきました。
ケアマネージャーさんのお立場でどうですかね。

D委員 大体、包括さんとか高齢福祉課の担当者の方と一緒に動くんですけれども、ケアマネサイドから見て、これ虐待かなと思うこともあるし、家族として当然なことで、昔は結構、荒げた言葉とかで、認知症になったお父さん・お母さんをなじったりとか、そんなのって多分、普通にあったと思うんですけれども、世の中が変わって、そこを虐待として見てしまうというところがあるのかなというようなことを感じたりもして。

でも、みんなと動いている中で、やっぱり早く芽を摘んでよかったとか思うこともあるし、虐待されている方が施設へ入所して一件落ち着いたという件もあって、虐待ってそこを虐待と見るか、家族がやってきた家族関係と見るかというところが、その区別が難しいなって思っています訪問とかへ行って、ちょっと介護している家族が声を荒げてしまったところとかを見て、あっこれ虐待なのかなと思うこともあるんだけど、それを受けている本人が、「いや、いつものことだから」って言われてしまえば、それはそれまでなのかなとか思ったり、ちょっとグレーなところもあるので、虐待って難しいテーマだと感じています。

会長 実の家族であればこそ。

D委員 そうです。出る言葉もあるだろうし、それを人が見て、虐待だと思えば虐待だし、家族関係だと思えば家族関係だからと言ってしまえば、それまでだし。なので……。

副会長 あと、あれなんじゃないですか、虐待という言葉がちょっときつ過ぎるというのは……

D委員 きつい。そうです。

副会長

あると思うので、犯罪行為みたいなイメージが、どうしても言葉からするとつきまどってきってしまうんですけども。要するに、不適切な対応とかっていうこと、自分がされたら嫌なこととか、そのぐらい、虐待認定されるケースって、そういう言葉のほうがかむしろフィットするのかなというような程度の行為でも、なるということはあるですね。かといって、法律にしちゃうと、虐待というような言葉をしようするんですけどもね。

会長

ありがとうございます。

ご説明の中で、地域通報で情報を得るといようなお話もありました。民生委員のお立場だと、E委員、いかがですかね。

E委員

いろんな、民生委員もそれぞれの考えもあるし、捉え方もあるんだと思うんだけど、そういうふうな地域での親子関係とか家族関係の中で、これは虐待じゃないかというふうに周りから言われて、そこに話を聞いてくると、いろいろあるんですけども。ただ、民生委員がじかにその虐待をどうこうしようというのはなかなか難しく、それを地域での民生委員とその家族との関係がある中で、そういう包括とか行政とか、そういう専門のところにつなぐための民生委員かなと思っています。

地域でのつながりを、全然つながりのない人をそこへつなげるための民生委員の仕事としては、あるのかなというところで、別に民生委員が解決していくということはなかなかなくて、ただ、後を追って解決した例なんかを見ると、その家族、当事者同士が納得したというよりも、親なり何なりが、例えば認知症が進んで病院に入って、結局、家族関係が切れたので解消しましたと。結果は解消したんだけど、その原因を何かの力でというわけじゃなく、物理的に分離しちゃったから解決したとか、そういうのが多いのかなというふうには思いますけれども。

ただ、だからといって民生委員がそういうふうな介入というか、家族に対しての目が無意味なものだとは思ってないし、それなりの情報を受けて、その民生委員の自分の気持ち、その人

の思いで、この方がちょっと虐待かなと思う件に対しては、それなりのアプローチをすればいいし、それをそういうふうに思わない民生委員だったら、見守ってあげればいいのかなと。民生委員それぞれ個性があるというか、みんな個人なので、ここからこの線はどうだという話じゃなくて、やっぱり気持ちの部分で、その家庭、家族をどういうふうに思っているかというところでの対応で、いいんじゃないのかなというふうには思います。

会長

ありがとうございます。

これは本当、一件一件、一つ一つ個別の事情があってというところで、そこがまた包括の職員の皆さんもご苦労が多いところかと思えますけれども。

C委員

僕が定義したのは、これから高齢者はもっとふえてきます。それで、今、高齢者はキレる方が多くなっています。健康な人でもキレます。何でかという、やっぱりそれだけ自分が地域との密着がなくなって、当たるところがないんですね。家族に当たったり、それから買い物へ行ったらレジの人に当たったりという、キレるというのが、最後にはだんだんエスカレートして、家族に一人でも病気、認知症の方などが出てくると、そこに虐待が始まってくるものですよ。

だから、そのキレるというので、これ、ちょっと僕は本を読んだんですけれども、そういう人たちをどうしたら少しでも減らすかという、怒る前に6秒、息をとめなさいというものが何かあるんですって。そうすると、怒るのが冷静になるんですって。だから、怒らなくなるんですって。医学の何かそういうのが、きょう、先生いないのでよくわかりませんが、そういうのがあると聞きます。

だから、そういうのを逆に、ケアマネージャーや地域センターの人たちが訪問したときに、認知症の人ばかりだとか、そういう人たちがばかりじゃなくて、ケアしている人たちに、何かあっても、こういうときには一息ついて、6秒我慢してすると、怒らなくなりますよとか、何かそういうことを教えてあげれば、全然違ってくるのかなと思っているんですよ。ただ、

今の話聞いていると、虐待起きてからのことですよ。起きる前に皆さん、多分いろんな会議やっていると思うんですけども、こういうことをしたら少しでも減らしていけるんだという定義が出てこなかったもので、ちょっとそこのところ、聞いていて、僕は今、発言させてもらったんですけども。

これは一つの定義ですよ。こういう6秒、ちょっと息とめてというか、落ち着く時間が必要で本当に必要な言葉かけなのかを考えると。だって、認知症の方に怒ったって、認知症の方はわかんないですもの。それがどんどんエスカレートしちゃうから、虐待につながるのではないかと思うんです。でも、本人にしてみれば、D委員言うように、「いや、いつものことだから」って言われちゃったら、虐待じゃなくなるし。それを、他人が見ていると、これは虐待かなと思うことだってあるでしょう。

やっぱりその被害者・加害者じゃなくて、何でそういう怒る前に一言飲むということを、逆に言えば、もっと市としても、また、ケアのセンターのほうでも、怒る前に一息入れましょうとか、何かそういう啓蒙みたいのがあれば、少し怒るのが、特に年配の人はキレやすいのが、少しでも減っていくのかなという提案なんですけれども。

会長

ありがとうございます。

今、1つ具体的にご提案をいただきましたけれども、どうしても高ストレス社会ということで、高齢者の問題に限らないのかもしれないけれども、世の中、そういうことの取り組みがふえています。はやりでマインドフルネスなんていうのがありますけれどもね。いろいろ精神的な落ちつきをどう保つかというところの取り組みはふえてくるのかもしれない。何かいろいろ介護予防教室とか家族介護者支援の取り組みのときとかに、いろいろな情報収集をしていただいて、取り組みをいただきたいなと思います。

包括の職員の皆さんのほうで、その虐待解決に向けて取り組んでいるときに、何か今、困っていること、こういう支援があれば包括の業務、遂行しやすいんだけどとか、そういうことがあったりしますか。今のところ、各周辺の関係する専門機関と

は、円滑に一緒に取り組んでいくことができているのでしょうか。

ふじみ包括 病院とかデイサービス、体を見て、あざがあったとかというのは、包括に結構、連絡くださっていますので、その辺の関係はとれています。

会長 入り口も出口もうまくできているということですね。

ふじみ包括 そうですね。

会長 大変重要な課題ですし、これは、特別これだけをやらばすぐ解決するという問題ではないと思います。気の長い話だと思います。どうぞいろいろなあの手この手でよろしくお願ひしたいと思ひます。

この件は以上でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そのほかに何かございますでしょうか。

じゃ、まずC委員。

C委員 高齢福祉課長にお聞きしたいんですけれども、先ほど災害の話、されていましたが、ちょうど選挙のとき、私、ちょっと富士見町に住んでいたもので、四小のほうと一小のほうの避難のあれは、夜中の3時から4時ごろですよ。放送があったんですよ。でも、もう窓閉めて、風が強くて、何言っているんだか全然わかりませんでした。それで、目覚めて、家族もみんな目覚めて、何事かなと思って。それで、たまたまTVの情報を見ると、出てきたものですから。ただ、年配の人でそこまで頭が回らない人も結構いると思うんですよ。ましてこういう認知症の方が抱えてなんかと。だから、そういうところを、まして夜中の3時、4時にああいう放送するのがいいのかなって、逆に、すごく思ったんですよ。何言っているか全然わかんなかったんです。

ただ、市としては、誰かに教えなきゃいけないというので、一生懸命やっているんでしょうけれども、ただ、受け側として

みれば、あの風と雨の中で、何言っているんだか、ただワーワー、何か騒いでいるなというのが、何か大きな事件でもあったのかなと思って、逆に。そうしたら、見たら、台風情報だと。それで、第四小学校と第一小学校の、特に6丁目とか4丁目のほうを避難のあれが出たということで、それ見てわかったんですけれどもね。

その連絡法をどのように、先ほど課長も頭悩ましていましたけれども、我々年寄りにしてみれば、やっぱりそういう、特にひとり者の年配の人たちを、逆に言えば、スマートフォンじゃないですけれども、何かそういうすぐタッチできるような、家の中でパイロットランプのようなもので点滅するなどを設置するとか、何かそういうことをしてやらないと、ただ、ああ、放送して流れているなというだけで終わっちゃうと思うんですよね。

そうすると、先ほど高齢福祉課長が言ったように、本当にこういう問題もいっぱいあるでしょうけれども、災害の対策も考えていかなきゃいけないというのは、本当にごもつともなので、そこでもう一つすごく定義されたなというので、たまたま自分がその放送を聞いたものですから、ちょっと今お話ししたわけなんですけれども。

高齢福祉課長 直接の担当は防災課という形になりますので、私も細かいところまでは存じ上げないところがあるんですけれども。

今のお話については、土砂災害危険情報だったかな、そういう言葉だったと思いますが、富士見町から錦町にかけて崖線といって崖がありますよね。だから、あそこの要するに土砂崩れ等の危険があるということで、そういう情報が夜中に出たから、市としてはそれに対して対応しなきゃいけないということで、防災課のほうで流したというふうには、私は聞いているんですけれども、間違っていたら後でこちらに言ってもらいたいですけれども。

そういう状況の中で、C委員がおっしゃるように、聞こえないというのは、それは私もそう思います。だから、そういう意味では、先ほどの虐待と同じで、何もないうちに、何かがあったときはどうするのかというのを、事前に例えば防災なりいろ

んなところが啓蒙というか、何かがあれば、すぐ避難所開設していれば、近くの例えば四小なり一小に行くと。あるいは、行く前に一たん市役所に電話をして、危険なのでちょっと避難したいんだとか言ってもらおうと。そういう事前の周知というんですかね、防災に対する事前の周知というのは、やっていくべきだとは思いますが。

ただ、災害というところに関して言えば、東日本のときの教訓で私、思うのは、やはり一番最後は自分がどう判断するか。みんなテレビなんかを見ていると、自分があのとき何であるな判断したんだと言って、今も責めていますよね。だから、そういう意味では、基本的には自分の判断だと思うんですけども、その判断を与えるための情報は市が事前に、その場ではなくて、こういう何も無いときに、日々、定期的に情報を市民の方に周知するというのは、そこは必要だとは思いますが。

あと、福祉保健部長がその辺は詳しいと思うので、ちょっともしコメントがあれば。

福祉保健部長

詳しいというよりも、放送をしていた当事者です。ちょうど警報が明け方の4時ぐらいに出て、警報が出たら、青パトと言って、うちが持っているパトロールカーを出して、崖線の部分を広報して回んなきゃなんないというので、私と担当の人と車2台で、あと防災無線と、あと車の広報車を夜中の明け方の4時ぐらいに回しました。それは警報が出て、あの崖線部分はそんなに急には崩れることはないのですが、東京都があの周辺地区を指定区域にしたもので、もし警報が出たときには、何らかのアクションを起こさなきゃならないので、何もやらないで何かあると批判されますので、とにかく警報が出た段階でやろうということで、それで1時間ばかりあの近所をずっと車で回ったのと同時に、防災無線を流しました。

国のほうで、うちの防災課と一緒に、たしか11月の初めか10月の末ぐらいに、それぞれの崖線の地域の方々に、そこがそういう指定地域になったという説明会を自治会として開催しているので、それで、平時は、地域がそういう状況になっているということをお伝えしています。実際にこれから災害が起きて、あの程度の雨だと東京都が警報を出しますので、そうすると、

また同じような形でやらざるを得ないというのが状況でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

C委員

我々高齢者のほうの受け側にしてみれば、やっぱり公助じゃないですけども、さっき高齢福祉課長が言ったように、自助がまずしっかりしなければ、自分のことだから。ただ、それでも障害者だとか、もう80、90のおばあちゃんが1人で住んでいるとかっていったら、自助もできないわけですよ。だから、そのときに本当にどうするのかということを、先ほど、ああいふ台風なんかも、ある程度事前にわかるんだから、逆に言えば、包括センターのほうから手分けして連絡だけしてあげるとか、何かそういうことをしてあげて、まずみんな自分の身を守ってくださいと。だったら、早く、今、避難警報が出てないけれども、すぐこうやって移せますよと言ってあげないと、我々のほうにしてみれば、受け側なんですよ、逆に言えば。

先ほど高齢福祉課長言ったように、自分から積極的に出してくださいというのは、要するに、役所とかそういうところは恐れ多いという年寄りが多いんですよ。こんなことまで言っちゃいけないんだと。そうじゃないんだけど、そういう人たちも多いんですよ。若い人は今、違うんでしょうけれども。やっぱり戦後間もない我々、生まれた人間は、結構、公助のほうにお願いするというのはよっぽどじゃないとできないと、要するに育ってきたものですから。そこのところがそういうギャップがどんどん広がっちゃうので。

逆に、センターさんなんかの場合、夜中に連絡しろと言っても無理でしょうから、3時ごろから手分けて、昼間の明るいうちに、ひとり者で80歳以上の人たちは、大体わかるわけですから、地域担当の人たちは。だから、そうやって連絡してあげるだけでもすごく安心するし、じゃあ私も一緒に行くわとか言ってくれば、明るいうちに移動できるでしょうから、何かそういう連絡網がぜひ欲しいなという私の感じなんですけれども。

福祉保健部長

それについては、今回の台風のときは、ひどくなりそうだったので、3時ぐらいに、その崖線の部分の要援護者の方には、全部個人的に電話をかけて……

C委員 あっそうなんですか。

福祉保健部長 それでやっています。その近辺に住んでいる方が、名簿登載は27人でしたね。そのぐらいの名簿登載の方がいて、実際に手を挙げてない方もいますが、一応、全部に電話をして、避難所を開設していますから、不安だったら避難所のほうにおいでいただいて結構ですという話を全部しています。

C委員 あっそうですか。

福祉保健部長 ただ、それは全域ではなくて、あくまでもその崖線の部分の危険区域に面している要援護を必要とされている方には、私、呼び出されて電話連絡を保健医療担当部長と2人でやっていますので。これからもそういう対応をとる予定です。

C委員 安心しました。ありがとうございます。

福祉総務課長 今回は、夕方から全市的に流しまして、あのときは選挙をやっていたんですけれども、選挙投票所を半分仕切りまして、それで避難所を設けました。私、担当だったんですけれども、早い時間から連絡来て、ひどくなる前に避難された方もいらっしゃいました。なるべく早く避難の情報を出すというような形では、台風の場合は進路予想でわかりますが、地震ですとなかなかできません。

福祉保健部長 ただ、防災無線が聞こえないというのは、実際ありますよね。

C委員 あります、正直言って。風の関係で。

福祉保健部長 そうですよね。

福祉総務課長 それは防災課長も言っていましたが、災害時には、音量設定を最大に設定しているそうです。

C委員 僕の提案ですけれども、しゃべる方もすごくゆっくりなんです。だから、危機感がないんですよ。だから、あれランクつけて、本当に危険なときは、少し早口で危険です危険ですって言ったほうが、逆に危機感あるんじゃないかなと思います。しゃべっているのがすごくゆっくりで、本当は大丈夫だろう、このくらいじゃなんて意識しちゃうんですよ。だから、そういうところも変えてもらえれば、ありがたい。

福祉保健部長 防災課に伝えておきます。

C委員 ひとつお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、その包括の職員の皆さんで、災害絡みで何かコメントすること、また、地域ケア会議とかでもし話題が出ていれば、共有したこととか何かあれば。大体、出尽くしていますかね、今の話で。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

では、そのほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

B委員 7ページ、お願いいたします。日常生活圏域の概要というところをお願いいたします。

わかば包括さんにお聞きしますこの数字だけで見ると、高齢化率、65歳以上、75歳以上というところのパーセンテージが出ているんですが、これが27年4月、28年4月、両方とも1番なんです。この理由が、例えばまだ資料4にも入っていないんですが、事務員さんが3名ふえていますよね、今回。それで、こういう理由でしょうか、高齢化の方がふえているから多くしたと。

会長 これは、事務局に伺いましょうか。すみません。

事務局 事務局です。

まず、ちょっと資料4のほうが、事務員がふえたということに関しましては、運営しています法人の事務担当が、今まで包括の仕事も一緒にやるようになったということで、ふえているということで聞いております。このことが直接、高齢化の数に該当するかどうかまでは、ちょっと判断できないですけども、確かにわかば地域、高齢者の数がうちとしては一番、この圏域では一番多くて。理由としては、若葉町団地だとかけやき台団地、そういった高齢者が多い団地を大きく抱えている地域であるというようなことが挙げられるのかなというふうに考えています。

会長 ありがとうございます。
何かわかば包括から補足ございますか。今のとおり。

わかば包括 おっしゃるとおりです。

会長 大変細かいところまで見ていただいて、ありがとうございます。そうですね、心配ですよね。高齢化率が一番高いところは、非常にご苦労も多いかと思っておりますので。
そのほか。
お願いします。

C委員 14ページの1番の苦情内容のところなんですけれども、要するに、デイケアの車がとまっていて、迷惑駐車だと意見があったと。それで、それは1回謝ったけれども、また14日に停車して、迷惑かけて、迷惑を何で考えないのかと、またここでも謝っていると。要するに、車の駐車場所ですよね。要するに、デイに迎えに行くときの。こういう意見は、多いんですか。

わかば包括 (個人が特定できる可能性があるため、削除)

C委員 よくデイサービスの車が家の前に、年配の歩けない方だとか障害者の人だとか、やっぱり乗っけてますよね。細かいところに車とめますよね。近所の方は多分言わないですけども、やっぱり迷惑かかっているときってあると思うんですよね、特に朝

と夕方ですから。そういうときに、立川市として、このときは、ただのデイサービスの車じゃなくて、駐車、許可証みたいなものはないんですか。障害者になったら専用の、ここは駐車してもいいよと。ただ、何分以上はだめだよとかね。正直言って、私もらっているんですけども、障害者の認可のやつを。

だから、そういうのあれば、こういうご意見に対してもちゃん対応できるのではないかと考えますが。警察だとか、市は無理でしょうけれども、警察だから認可もらっているから、ちょっと2時間も3時間もとめるわけじゃないですから、本当5分程度でしょう。じゃないと、年配の人が今度は移動していくのに、わかば包括みたいに、そうやって車遠くまでとめて、そこまで引っ張っていかなきゃいけないですよ。車椅子かもしれない、杖かもしれない。本当に大変な今度は作業をするわけですよ、運転手さん兼職員の人たちが。

だから、そういうことも本当に、細かいことでしょうけれども、自分たちが考えないで、やっぱり警察を動かすとか、何かをしていかないと、こういう問題、出てきますよ、いっぱい。

会長 ほぼこのケースのこの方の場合は、そのようですね。ほかのケースでそういうお声というのは、相談とかいろいろな送迎の方から上がってきたりするものですか、包括のほうへ。数がそんなに多くはないですか。たまにある。

B委員 すみません。多分、包括さんとかそういうところの車は、すごく気をつけてとめていると思うんですね。うちの団地は3時過ぎると、車が棟と棟の間に車止めを使って入れないようにしてしまうんですね。そこに民間のデイサービスの車、大きい車とかが、何も考えずに、車止めと車止めの真ん中にとめて、自転車が入れないということがあります。

会長 実感としてそうでしょうね。つまり、利用される高齢者の方の安全と利便性を最優先にすると、どうしてもそういうとめ方になるんでしょうね。

B委員 そうですね。

会長

その辺のところは難しいですね。利用者の方のご不便にならない範囲で、なおかつ近所の迷惑にもならないというところを、うまく探さなきゃいけないわけですね。

そういうご相談があったときに、どうしようとか、そういうのは包括の職員の皆さんであるんですか。それはそのときに個別の判断でいくしかない感じですかね。何かもっと良いアイデアとか思いついた場合は、ぜひ、共有していただいきたいと思います。

ありがとうございます。いろいろそうした実感のこもったお声をきょうはいただいておりますので、共有できたと思います。

そのほかいかがでございましょうか。

はいどうぞ。お願いします。

B委員

21ページ、お願いいたします。にしきの福祉相談センターのところなんですが、21ページの真ん中辺で⑦のところですか。80代女性、要介護2、認知症で、ご一緒に住んでいる方が、鬱病、精神疾患の息子さんということなんですが、これは両方とも、ちょっとお二人とも、この介護の方の女性とあと息子さんも精神疾患とか鬱病があるということで、こここのところのいろいろ訪問したときの情報、正確な情報というのは、どうやったら引き出せるか、どのようなご苦勞をなさっているのかというところを、ちょっとお聞きしたいんですが。

会長

はごろも包括をお願いします。

はごろも包括

(個人が特定できる可能性があるので削除)

B委員

長く結構かかりそうな感じのケースなんですね。

はごろも包括

そうですね。ご本人の状態が辛うじて今、保っているというのも、もっと認知症が進んだり、嚥下力のところも低下してき

て動けなくなったときに、いいタイミングで対応できればと思っています。

B委員 ご苦労さまでした。ありがとうございます。

会長 息子さん以外のキーパーソンっていないんですかね。

はごろも包括 ご兄弟もいるんですけども、息子さん2人いて。なかなかかかわれない。どうも余りお母さんとか兄弟にかかわっていない状態です。

会長 引き続きよろしくお願いいたします。
そのほかございますか。
はいどうぞ。

C委員 （個人の特定。また期間限定の措置対応として、掲載不可）

C委員 だけど、こういう人もいるんだというのを、すごく今、これ読んでいて、現実にいるんだと。これは違う形の支援という形はできないんですか。

たかまつ包括 それもいろいろと検討したんです。ちょっとボランティアさんに連れ出してもらって、地域のサロンに行ってはどうかとか、そういったこともあったんですけども、鬱という精神疾患があるがゆえに、新しい方を受け入れない傾向があって、ちょっとボランティアさんではなかなか対応が難しいケースであったり、地域のサロンは難しい。戸建てでしたら、まだ「どうしたの」というふうに行けるんですけども、オートロックのマンションなので、そこにたどりつくことができないという。さまざまな条件もいろいろと考えて、しかも期間限定で様子を見ましようという前提で、こういった見解の記載をしています。

特に精神疾患の方は、そのタイミング、時期とかですごく軽くなったりとかグッと重くなったりする傾向があるので、ここ

で多分、3カ月で様子を見ていただいて、区分変更の検討をという形にしています。

会長 ありがとうございます。
そのほか何かございますでしょうか。
はいどうぞ。

B委員 この冊子で最後の質問をさせていただきます。かみすな包括さんをお願いいたします。37ページ、お願いいたします。その真ん中の⑤、9月12日、認知症初期集中支援チーム準備会というのがあるんですが、これは何人体制で、具体的にどのようなことをやっておりますか。

かみすな包括 大変申し訳ありません。支援チーム担当職員が出席しています。議事録は目を通してはいるのですが、人数は、わかりません。

会長 では、高齢福祉課から介護予防推進係長、どうぞ。

介護予防推進係長 かわって答えさせていただきます。
ちょっとその前段としまして、10月から初期集中支援チーム事業、近所で支援が必要なんだけれどもまだまだ支援につながってないという方、独居だとか、そういった方に対しまして、心配だという声があれば、認知症初期集中支援チームからアプローチをしていくサービスそういった事業になっております。

ご質問いただきましたこの初期集中支援チーム準備会ですが、こちらは北エリア、それから南エリアと分かれています。北エリアは、わかば包括、さいわい包括、かみすな包括、こちらの包括担当の方、それから、北地区にいらっしゃいます認知症サポート医、この認知症サポート医という資格があるんですが、その研修を受けた立川市内にいらっしゃる医師会のドクター、それから、今、さいわい地域包括支援センターのほうに配置をしています認知症地域支援推進員がおります。こちらがチームとなりまして、10月から始まる準備会をしました。

同じく、南エリアにつきましては、ふじみ、はごろも、たか

まつ、この3圏域の包括の方々、それから、ふじみ地域包括支援センターにいらっしゃいます認知症地域推進員、それと、やはり南エリアも認知症サポート医の研修を受けたドクター、このメンバーが集まりまして、10月の準備、事例検討を通しまして、打ち合わせをさせていただいている状況であります。

B委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 よろしいですか。ありがとうございます。

 そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

 では、いろいろ、もろもろのご討議をいただきまして、ありがとうございます。またこうしたご意見等を参考にして、包括の皆さん、業務推進をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

 それでは、議事の3番、報告事項の②番へ移らせていただきます。地域包括支援センター職員体制についてです。

 事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4、立川市地域包括支援センター職員配置一覧についてご説明いたします。

 地域包括支援センターの職員で、平成29年10月、11月に変更がありましたものを赤字で記載しております。表面、はごろも地域包括支援センターでは1名就任、裏面のたかまつ地域包括支援センターでは、同じく3名の就任と1名の辞任ということが変更部分になっております。

 先ほど事務職のことについてちょっとお尋ねがありまして、ここの部分、名簿に事務職の方を載せたほうがわかりやすいのかどうか、載せないで支援の方だけの担当を載せた方がいいのか、3職種の方を載せた方がいいのか、そこをご議論いただければと思っております。

 あと、すみません。あと、訂正が、すみません、ありまして、わかば地域包括支援センターの3番目の職員、Fさんですが、異動日のところに、29年8月1日～30年1月31日まで研修不在ということでしたが、10月末で研修が終わったということで、今、こちらのほう、11月から包括支援センターのほうに復

帰しておりますので、申しわけございません、こちらのほうはあわせて訂正のほうをしていただきたいと思います。

事務局のほうからは以上になります。

会長 ありがとうございます。
何かこの件でご質問ございますでしょうか。
はいどうぞ。

B委員 わかば包括さんは、この3名の方が事務員として当たっていますけれども、ほかのところは事務員という形では一人も上がってないところは、兼任してされているのでしょうか。例えばさいわい、かみすなさんでしたら、この専門員の方たちが兼ねて事務をやっているのでしょうか。

会長 では、簡単に各包括で、載っていない事務員さんというのがあるかない、何人ぐらいいるかというのを、ちょっと簡単にお願ひできますか。

ふじみ包括 今まで専門職しかこの名簿、載せていなかったの、載せていなかったんですけども、ふじみ包括では、今、事務職員2名、うち1名が障害者雇用の枠で入っています。

会長 はごろも包括さん。

はごろも包括 事務職はおりませんので、みんなで手分けしてやっております。

会長 たかまつ包括さん。

たかまつ包括 たかまつも包括としては事務職はおりません。

会長 さいわい包括はどうですか。

さいわい包括 さいわいも事務員はおりません。

会長 かみすな包括さんは。

かみすな包括 うちも事務員はおりません。みんなでやっております。

会長 いらっしゃらないところが多いですね。ということです。

B委員 さまざまですね。わかりました。ありがとうございます。

会長 これについては載せていたほうがいいのか、そこまでしないでもいいというお考えか、その辺のご意見として何か。

C委員 今聞いたところによれば、ほとんどいない地域のところが多いので、載せなくてもいいんじゃないですか、事務員の名簿は。

会長 というご意見が一つ。包括の職員の方の立場では何かありますか。
今回、わかば包括で載せてきていただいているのには、何か強い意思がありますか。
どうぞ。

事務局 こちらの部分は、わかば包括のほうがそのままあったんですけども、包括支援センターの職員として登録するというところで、介護保険法の届け出を出す形になっています。ある程度、一部事務を携わったことに関して、包括の業務をやるということであれば、一応届け出は出してくださいということで、私のほう、お話しさせていただいたんですけども。

C委員 そういう意味ね。

事務局 そうすると、あわせてこちらのほうの名簿にも、連動して載せた形というのはありました。ただ、実際、ふじみ包括さんから今、お話がありましたけれども、兼任で一部事務を包括でやっているということの包括もある中で、バランスがとれなくなってしまうという部分もありますので、本来、この名簿自体

は、包括の基本、要するに3職種の人がちゃんと配置されているかどうか、あと、支援の体制がしっかりできているのかどうかというところでの観点で、皆さんにごチェックいただく名簿かと思っております。名簿をつくったほうから言うのも変な話なのですが、C委員のおっしゃるように、運営体制、支援体制の3職種ということの確認ができるような形で統一するというのであれば、そのような形で整理させていただきたいなと思っております。

会長

特にご異議というか、皆さん、重ねての意見はありますか。

その方向で事務員の方は、この表にはですけれども、この表に限っては載せなくてもいいということにします。

地域包括支援センター発足時は、この運営協議会でも毎回のよう、この3職種をどうそろえるかということが大変議題に上がりまして、あれから10年です、大分、運営が安定してきて、そういう話が最近はなかったんですけれども、そもそもはこの表はそういうことに当時使われていたという背景がありますけれども。

ということで、では、事務員の方は結構だと思いますということで、ありがとうございました。

事務局

次回の名簿からは、すみません、誰も載せない形にさせていただきますので。

会長

きょう、お一人、オブザーバー的にご参加いただいている方は、もしよかったら自己紹介など、いかがでしょうか。せっかくお越しいただいておりますので。

わかば包括

すみません。わかば地域包括支援センターで保健師をさせていただきます、3月から入職しましたGと申します。本日、運営協議会が初めての参加というところで、今回は勉強させていただき、次回以降、機会があれば出席させていただこうと思っております。今後よろしくお願ひします。

会長

お願いいたします。ご苦労さまでございます。ありがとうございます

ございました。

この資料4については、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に進ませていただきます。4番の協議事項へ移ります。介護予防支援事業等における業務委託についてを審議をいたします。

事務局よりご説明お願いいたします。

事務局

資料5、介護予防支援事業等における業務委託について説明いたします。

今回の介護予防支援事業等における業務委託については、審議のほうは3件お願いしたいと思っております。1件ずつご審議させていただく形をとりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

1件目は、北部西かみすな地域包括支援センター担当、昭島市の宮沢の太陽になります。

対象者は、予防給付事業で1名、介護予防・日常生活支援総合事業で1名となります。

委託理由は、要介護・要支援認定を持つ夫婦を同時2名を受け入れることが可能であり、ご本人たちからの受け入れ先の了承を得たためであります。

2ページから4ページにつきましては、介護サービス情報公表システムにおける宮沢の太陽の評価ということになりますが、こちらは居宅介護支援事業所としての登録ではなく、併設の通所介護事業所の登録内容のものを、参考として載せさせていただいております。

以上、ご審議いただければと思います。

会長

ありがとうございます。

では、事務局よりご説明ございました1件目、宮沢の太陽について確認をしたいと思っております。皆さんからご意見何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、問題はないようでございますので、宮沢の太陽について業務委託について承認ということにさせていただきます。あ

りがとうございました。

2点目についてご説明をお願いいたします。

事務局

2点目ですけれども、北部西かみすな地域包括支援センター担当、昭島市こはるケアオフィスになります。5ページになります。

対象者は、予防給付事業5名、介護予防・日常生活支援総合事業で3名ということで、資料のほうを記載させていただきましたが、申しわけございません、この分を確認いたしましたらば、予防給付事業は0名、介護予防・日常生活支援総合事業の対象施設は、こちらは1名で、立川市内の方1名ということで、訂正させていただきたいと思います。申しわけございませんでした。こちら、日常生活総合事業の対象者の方1名を委託するという形になります。

委託理由は、市内西部は居宅介護支援事業所が少なく、新たな要支援者への受け入れが困難であることから、隣接市の居宅介護支援事業所へ業務委託をしたためということになります。

6ページから8ページにつきましては、介護サービス情報公表システムにおけるこはるケアオフィスの評価となります。

以上になります。

会長

ありがとうございます。

ただいまのこはるケアオフィスについて確認をしてみたいと思います。ご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

特に気になるところ、問題等、ございませんでしたね。

ありがとうございます。

では、こはるケアオフィスについて、業務委託先として承認をすることに決したいと思います。ありがとうございました。

では、3件目についてご説明をお願いいたします。

事務局

9ページをごらんください。3件目は、北部中さいわい地域包括支援センター担当、さいたま市南区のアスモ介護サービス埼玉になります。

対象者は、予防給付事業でゼロ名、介護予防・日常生活支援

総合事業で1名、立川市内の方となります。

委託理由は、ご家族のお住まい近くのサービスつき高齢者住宅へ入居することになり、施設の介護支援事業所へ委託するためということでございます。

10ページから12ページは、介護サービス情報公表システムにおけるアスモ介護サービス埼玉の評価となります。

ご審議をお願いいたします。

会長

今、ご説明のございましたアスモ介護サービス埼玉についてお諮りいたします。ご意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

では、アスモ介護サービス埼玉について、業務委託、承認をいたしたいと思えます。ありがとうございました。

無事、3件の承認を確認をいたしまして、議事の4番を終了といたします。

5番のその他に移ってまいります。

その他協議事項、確認事項等ございますでしょうか。皆様から何かございますか。

よろしいでしょうか。

では、6番の次回日程に移ります。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

次回日程は、平成29年度第5回地域包括支援センター運営協議会となります。平成30年1月22日月曜日、午後2時から、場所は立川市役所208・209のところで行います。

その次の平成29年度第6回の日程につきましては、本日配付いたしました平成29年度第6回地域包括支援センター運営協議会の開催予定日候補をごらんいただきたいと思えます。

候補日として、1つ目、平成30年3月19日月曜日、2つ目、3月26日月曜日、3つ目、3月27日火曜日、4つ目、3月28日水曜日、5つ目、3月29日木曜日、6つ目、3月30日金曜日を候補として挙げさせていただきました。

なお、H委員が本日、欠席ということでご連絡いただいておりますので、事務局のほうであらかじめ予定のほうを入れさせていただきます。参考にしていただければと思えます。

す。

以上になります。

会長

ありがとうございました。

では、今ご説明いただいたとおりでございます。この後、皆様方にお伺いをさせていただきます。出席者数が最も多い日に開催をしたいと思います。ご都合が悪い方、挙手でお知らせをいただきたいと思います。

3月19日月曜日、ご都合の悪い方いらっしゃいますか。お二人ですね。

3月26日月曜日、ご都合悪い方いらっしゃいますか。

27日火曜日、ご都合悪い方いらっしゃいますか。

28日水曜日、ご都合悪い方いらっしゃいますか。

29日木曜日、ご都合の悪い方いらっしゃいますでしょうか。どなたもいらっしゃらないですね。

3月30日金曜日、ご都合悪い方いらっしゃいますか。

ということになりますと、29日はゼロ、ほかの日は2日以上ということになりまして、本日ご欠席のI委員のご都合を聞くまでもなく、29日が最も皆さんの都合がいい日ということになりますが、I委員には申しわけないんですが、ご都合を聞かずに決めてしまっていていい状況かと判断いたしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますかね。

では、3月は29日木曜日に開催をさせていただくということいたしたいと思います。決定ということになります。部屋につきましては、後日のご連絡を確認していただくことにいたしまして、日程だけ押さえていただければと思います。

では、これで全ての議事は終わりました。

副会長

それでは、第4回の運営協議会を終わります。

皆さん、お疲れさまでした。